

営業補償調査算定要領（抄）（新旧対照表）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（調査） 第2条 （略） 一 （略） （一） （略） イ （略） ロ （略） ハ 収益及び経費に関するもの （1） 直近3か年の事業年度の確定申告書（控）写。原則として、<u>国税電子申告・納税システム（e-Tax）の受信通知によ</u>るものとする。 （2） （略） （3） （略） （4） （略） （5） （略） 二 （略） （二） （略） 二 （略） 三 （略）	（調査） 第2条 （略） 一 （略） （一） （略） イ （略） ロ （略） ハ 収益及び経費に関するもの （1） 直近3か年の事業年度の確定申告書（控）写。原則として、<u>税務署受付印のあるもの</u>とする。 （2） （略） （3） （略） （4） （略） （5） （略） 二 （略） （二） （略） 二 （略） 三 （略）

改 正 案					現 行	
別表 1 固定的経費認定基準					別表 1 固定的経費認定基準	
⑮	役員給与		△	<u>役員の給与については、株主総会の決議によって事業年度における支給額が定められるものであり、変更にあたっては株主総会の厳格な手続きが必要となることから、定期同額給与等に該当し損金算入が認められる場合には、基本的には固定的経費とする。</u> <u>ただし、役員が使用人を兼務している場合（使用人兼務役員）の役員給与のうち、使用人職務分については、従業員に対する休業手当相当額として考慮するため固定的経費としない。</u>	<u>（新設）</u>	